

○研究費支給についての了解事項

昭和46年1月25日
理事会常務委員会決定

- 1 個人研究費の支給について
 - a 春学期又は秋学期のそれぞれの全期間にわたって療養規程・休職規程の適用をうけるものは当該期間の個人研究費を支給しない。
 - b 春学期又は秋学期のそれぞれの期間の途中において就任又は退職の場合は月割計算して支給する。ただし、半月未満は切り捨て、半月以上は1月として計算し、1,000円未満は切り上げる。
- 2 総合研究費の支給について
総合研究費は総合コースの講義開始3カ月前に支給することができる。
附 則
 - 1 この了解事項は、1975年(昭和50年)4月1日から改正施行する。
 - 2 この了解事項は、1977年(昭和52年)4月1日から改正施行する。
 - 3 この了解事項は、1992年(平成4年)4月1日から改正施行する。
 - 4 この了解事項は、1995年(平成7年)4月1日から改正施行する。